

【D01】 経済的所有権の変更の導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・所有権の定義の明確化のため、<u>法的所有権</u>と<u>経済的所有権</u>を区別し、<u>資産は、法的所有者ではなく、経済的所有者の貸借対照表に記録する。</u> <p>※財貨・サービス、自然資源、金融資産・負債のような実体の<u>法的所有者</u>とは、法の下で、その実体に関連する便益を請求する権利を持ち、その正当性を立証できる制度単位（パラ 3.21）。</p> <p>財貨・サービス、自然資源、金融資産・負債のような実体の<u>経済的所有者</u>とは、当該実体を使用した経済活動によって生じる便益に対する権利を持ち、同時にそれに関連するリスクを受け入れる制度単位（パラ 3.26）</p>	<ul style="list-style-type: none">・所有権について明示的な定義はない。所有権はしばしば法的所有権を意味するが、場合によって、法的所有権が変更されなくても経済的所有権の変化の概念に依拠する。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・2008SNA マニュアルの指針に基づき、非金融資産（自然資源を含む）、金融資産のストック・フロー額等について、経済的所有者の勘定に記録する。
- ・具体的には、他の勧告項目にあるように、リース資産（勧告 E14）、官民パートナーシップにより創出される固定資産（勧告 F08）等で所有者の変更が起こりうる。
- ・加工貿易（勧告 G03）、仲介貿易（勧告 G04）に関し、経済的所有者の概念に照らして、対象となる財貨・サービスの記録方法を変更する。
- ・自然資源について法的所有者と経済的所有者が異なる場合は、経済的所有者から法的所有者への対価の支払いについて、いくつかの基準に基づき、自然資源リースあるいは自然資源の利用許可の売買として記録する（勧告 D16）。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし（資産の所有者を変更するものであり、基本的には影響はない）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・1993SNA に準拠する現行の JSNA 体系においては、所有権全般に関する統一的な整理はなされていない。推計時に利用している一次統計の調査方針に拠るところが大きいですが、基本的に法的所有者の勘定に記録される。
- ・個別項目の詳細のうちリースの区別は E14、自然資源は D16、官民パートナーシップは F08、加工用財貨は G03、仲介貿易は G04 の項を参照。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・経済的所有権の概念については、新たに JSNA に導入する。

- ・個別項目の対応状況については E14、D16、F08、G03、G04 の項を参照。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
原則として、本勧告に対応している。

【D03】非金融資産の分類の改定

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>生産資産 固定資産</p> <p>住宅 その他の建物・構築物 非居住用建物 その他の構築物 土地改良（※）</p> <p>機械・設備 輸送機械 情報通信（ICT）機器 その他の機械・設備</p> <p>兵器システム</p> <p>育成生物資源 繰り返し生産物を生み出す動物資源 繰り返し生産物を生み出す樹木、作物、植物</p> <p>非生産資産に係る所有権移転費用</p> <p>知的財産生産物 研究・開発 鉱物探査・評価 コンピュータソフトウェア・データベース コンピュータソフトウェア データベース 娯楽・文学・芸術作品の原本 その他の知的財産生産物</p> <p>在庫品 原材料・消耗品 仕掛品 育成生物資源の仕掛品 その他の仕掛品 製品 軍事在庫品 再販売品</p> <p>貴重品 貴金属・宝石 骨董品・その他の美術品 その他の貴重品</p> <p>※「土地改良」は、1993SNA の「土地」から切り出し、生産資産に分類</p>	<p>生産資産 固定資産 有形固定資産 住宅 その他の建物及び構築物 非居住用建物 その他の構築物</p> <p>機械・設備 輸送機器 その他の機械・設備</p> <p>育成資産 繁殖、搾乳等のための家畜 果樹園並びに繰り返し生産物を生じるその他の樹木のプランテーション</p> <p>無形固定資産 鉱物探査 コンピュータ・ソフトウェア</p> <p>娯楽、文学、芸術作品の原本 その他の無形固定資産</p> <p>在庫品 原材料及び消耗品 仕掛品 育成資産の仕掛品 その他の仕掛品 製品 再販売品</p> <p>貴重品 貴金属及び宝石 骨董品及びその他の美術品 その他の貴重品</p>

非生産資産	非生産資産
自然資源 ←	有形非生産資産
土地	土地
鉱物・エネルギー資源 ←	地下資源
非育成生物資源	非育成生物資源
水資源 ←	地下の水資源
その他の自然資源	
電波周波数域	
その他	
契約・リース・ライセンス ←	無形非生産資産
市場性のあるオペレーティング・リース	特許実体 (※※)
自然資源の利用許可	賃貸借権及びその他の譲渡可能な契約
特定活動の実施許可	
将来の財貨・サービス活動に関する排他的 権原	買入れのれん
のれん・マーケティング資産 ←	その他の無形非生産資産
	※※「特許実体」は2008SNAの「研究・開発」に 含まれる。

- ① 2008SNA への対応で求められる事項
- ・生産資産、非生産資産の内訳としての「有形」「無形」を廃止。
 - ・「情報通信 (ICT) 機器」を、「機械・設備」の新たな内訳項目として独立。
 - ・1993SNA の「無形非生産資産」は、対象の拡大とともに、「契約・リース・ライセンス」と「のれん・マーケティング資産」に分割。
 - ・その他、「兵器システム」(及び「軍事在庫品」)、「土地改良」、「研究・開発」、「コンピュータソフトウェア・データベース」については、それぞれ D04、D10、D02、D05 を参照。1993SNA からの項目名称の変更は上表の通り (D09、D11、D14、D15、D16 も参照)。
- ② 主要計数への影響 (概念上)
- ・なし (非金融資産分類変更それ自体では影響なし。ただし、研究・開発、兵器システムの資本化など他の勧告項目は GDP に影響するものがある)

2. 現行 JSNA での取り扱い

現行 JSNA における非金融資産の内訳は以下のとおり。

現行 JSNA の内訳分類	1993SNA に対応していない点
生産資産	※貴重品の計上
在庫	仕掛品を「育成資産」と「その他」に分割
製品在庫	
仕掛品在庫	
原材料在庫	
流通在庫	
有形固定資産	育成資産を「繁殖、搾乳等のための家畜」と「果樹園並びに繰り返し生産物を生じるその他の樹木プランテーション」に分割
住宅	
住宅以外の建物	
その他の構築物	

現行 JSNA の内訳分類	1993SNA に対応していない点
輸送用機械	
その他の機械・設備	
育成資産	
無形固定資産	「鉱物探査」と「その他」の計上
うちコンピュータ・ソフトウェア	
有形非生産資産の改良（フローのみ）	
有形非生産資産	※地下の水資源の計上
土地	
宅地	
耕地	
その他の土地（林地を含む）	
地下資源	
漁場	漁場以外の非育成生物資源の計上
無形非生産資産（参考系列のみ）	本系列としての計上 「特許実体」の切り出し、「賃貸借権及びその他の譲渡可能な契約」、「買入れのれん」 「その他の無形非生産資産」の計上

- ・1993SNA の分類項目のうち現行 JSNA で推計対象としていないものとしては、「娯楽・文学・芸術作品の原本」、「貴重品」（及びその内訳）、「地下の水資源」がある。「無形非生産資産」については、特許権等のみを含む形で欄外の参考系列として表章している。
- ・1993SNA の分類項目のうち現行 JSNA で推計対象としているが、独立表章していないものとしては、「鉱物探査」、「育成資産」の内訳、「その他の無形固定資産」（現行 JSNA はプラントエンジニアリングを分類している）、「仕掛品」の内訳（「育成資産の仕掛品」「その他の仕掛品」）がある。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

非金融資産の分類について、以下のように、2008SNA マニュアルを踏まえて対応する。

次回基準改定における分類（案）	備考
生産資産	
固定資産	
住宅	
その他の建物・構築物	集計項目として新設
住宅以外の建物	
構築物	
土地改良	改称。現行同様フローのみ計上。
機械・設備	集計項目として新設
輸送用機械	
情報通信機器	内訳新設
その他の機械・設備	
防衛装備品	新設

次回基準改定における分類（案）	備考
育成生物資源	改称
知的財産生産物	改称
研究・開発	新設
鉱物探査・評価	新設
コンピュータソフトウェア	
在庫	内訳における名称から「在庫」を省略
原材料	
仕掛品	
育成生物資源の仕掛品	内訳新設
その他の仕掛品	内訳新設
製品	
流通品	改称
非生産資産	
自然資源	改称
土地	土地改良に係るストックを含む
宅地	
耕地	
その他の土地（林地を含む）	
鉱物・エネルギー資源	改称
非育成生物資源	集計項目として新設
漁場	
非育成森林資源	内訳新設

具体的には、以下の点について対応する。

- ・「生産資産」「非生産資産」の内訳としての「有形」「無形」の分類を廃止。
- ・現行 JSNA において、「有形非生産資産の改良」として総固定資本形成（フロー）に記録していた項目については、「土地改良」と改称し、「その他の建物・構築物」の内訳項目として表章する。ただし、資産残高（ストック）においては、土地改良の結果を「土地」に含めて計上するため、「土地改良」の項目は新設しない（D10 の項参照）。
- ・「機械・設備」の内訳として、「情報通信機器」を新設し独立表章。
- ・現行 JSNA において「無形固定資産」にあたる分類は「知的財産生産物」に改称し、その内訳分類として「研究・開発」（新設）、「鉱物探査・評価」（改称）、「コンピュータソフトウェア」を表章。各内訳分類の内容については、それぞれ D02、D05、D09 の項を参照。
- ・現行 JSNA において「無形固定資産」に含まれる「プラントエンジニアリング」については、「構築物」に含めて計上する（D08 の項参照）。
- ・兵器システムのうち1年以上生産に使用するもの（弾薬等以外）については、「防衛装備品」という分類名で固定資産の内訳項目として新設¹。（D04 の項参照）
- ・現行 JSNA において「有形非生産資産」にあたる分類は「自然資源」に改称し、その内訳項目として「土地」、「鉱物・エネルギー資源」（改称）、「非育成生物資源」（D14）（新設）を表章する。
- ・「非育成生物資源」の内訳項目として、現行 JSNA で表章している「漁場」に加え、新た

¹ 弾薬等の軍事在庫品については、仮に独立表章する場合は「防衛貯蔵品」との名称とすることが考えられるが、既に 2008SNA に対応した主な諸外国の取扱いと同様、独立表章しない方向で検討する（在庫の4形態のうち便宜的に原材料に含める）。

に「非育成森林資源」を新設し、現行 JSNA の「その他の土地」から国有林分を移管。
・「その他の自然資源」、「契約・リース・ライセンス」については、現状では我が国に該当例がないと整理する（D16 の項参照）。

他方、基礎統計の制約等により対応が困難な分類項目は以下のとおり。

- ・「データベース」、「のれん・マーケティング資産」、「水資源」については、それぞれ D05、D11、D12 の項を参照。
- ・また、1993SNA において対応できていない「娯楽・文学・芸術作品の原本」、「貴重品」については基礎資料の制約により、引き続き対応しない。

なお、現行 JSNA で参考表章している「無形非生産資産」については、次回基準改定以降、その主な構成要素である特許権が、新設される「研究・開発」に含まれる扱いに変更されるため（C01/D02）、表章を廃止することを検討。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

各国とも独自の分類を使用しており、必ずしも 2008SNA の分類の通りという訳ではない。

・オーストラリア

Non-financial

Produced

Fixed assets

Dwellings

Ownership transfer costs

Non-dwelling construction

Machinery and equipment

Weapons systems

Cultivated biological resources

Intellectual property products

Research and development

Mineral and petroleum exploration

Computer software

Artistic originals

Inventories

Private non-farm

Farm

Public authorities

Livestock

Plantation standing timber

Non-produced

Natural resources

Land

Subsoil assets

Native standing timber

Spectrum

Permissions to use natural resources

Spectrum licences

・カナダ

Non-financial assets

Produced non-financial assets

- Residential structures
- Non-residential structures
- Machinery and equipment
- Intellectual property products
- Consumer durable goods
- Inventories
- Weapons Systems
- Selected non-produced assets
 - Land
 - Timber
 - Subsoil resource stocks
 - Selected energy resources (1)
 - Selected mineral resources (2)

(1) Includes crude oil, natural gas, crude bitumen and coal.

(2) Includes gold, iron, copper, nickel, lead, zinc, molybdenum, uranium, diamonds and potash.

- 米国

商務省経済分析局（BEA）の公表する固定資産に関する最も詳細な表では、民間分について、住宅（形態別 8 区分+住宅の所有権移転費用）、その他の建設物（32 区分）、機械設備（39 区分）、知的財産生産物（25 区分）に分類して表章している。

【D04】兵器システム支出の資本化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">戦車、軍艦等の軍事兵器システムは、たとえ平和時の使用が抑止力の提供だとしても、継続して防衛サービスの生産で使用されるため、<u>固定資産として分類</u>。ミサイル・ロケット・爆弾等の <u>1 回限り使用されるアイテムは、軍事在庫として扱う</u>。ただし、高い破壊能力を持つ弾道ミサイル等は、攻撃者に対する抑止サービスを提供するため、固定資産として分類。	<ul style="list-style-type: none">軍の支出のうち、<u>非軍事目的の生産に使用可能なものだけを固定資本形成として扱う</u>。兵器や輸送機器、装置のうち、<u>発射ないし兵器を配備することが唯一の目的であるものについては中間消費として扱う</u>。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 軍事兵器システムへの支出は、一般政府の中間投入（政府最終消費支出を構成）ではなく、総固定資本形成／在庫品増加として扱う（継続使用されるものは固定資産、1 回限り使用のものは一部を除き在庫）。

② 主要計数への影響（概念上）

- GDP の増加要因（政府最終消費支出から公的固定資本形成ないし公的在庫品増加への振替に伴い、一般政府の固定資本減耗の計上を通じて、政府最終消費支出を押し上げ）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 1993SNA マニュアルに基づいた対応を行っている。具体的には、防衛省関連支出のうち、民間転用可能な施設の整備費を除き、一般政府（中央政府）の中間投入に計上し、政府最終消費支出として計上している。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- 防衛省関連支出について、弾薬等 1 回限り使用される兵器への支出は一般政府の在庫品増加に、それ以外は「防衛装備品」という形で一般政府の総固定資本形成に計上。なお、表章形式については、諸外国の取扱いを踏まえて、「防衛装備品」のみを独立表章することで検討。
- 固定資産となる防衛装備品の平均使用年数については、防衛省資料等から設定することを検討（「2008SNA 対応により新規に資本化する項目等に係る償却の考え方」の項を参照）。

② 推計方法、GDP への影響等試算値

- 本勧告に対応する場合、兵器システムへの支出が一般政府の中間投入（政府最終消費支出）から公的固定資本形成又は公的在庫品増加に振り替えられるが、うち前者への計上分について発生する固定資本減耗が政府最終消費支出に上乗せされ、**GDP 増加要因**となる。
- ここでは当該 GDP 増加分を暫定的に試算¹。具体的には、国の決算書情報より、兵器シ

¹ なお、実推計に当たっては、防衛装備品の平均使用年数のほか、デフレーターを作成する際の調達金額、数量等

システムへの支出額を把握。同額を政府最終消費支出から公的固定資本形成又は公的在庫品増加に移し替え。資本化に伴い発生する固定資本減耗については、ここでは暫定的に、遡及可能な一時点のストック値（1979年末時点の国有財産額）に毎年の固定資本形成額を積み上げるとともに、米国商務省経済分析局（BEA）の国防関連資産の平均使用年数²を利用して推計。

- ・暫定的な試算結果：名目 GDP を 0.1～0.2%程度押し上げる要因。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成 17 年産業連関表において、兵器システムへの支出は現行 JSNA と同様に政府の中間投入として計上されている。平成 23 年産業連関表においても同じ扱いとなる予定。

<諸外国の導入状況>

- ・米国
国民所得生産統計（NIPA）において、1996 年より、兵器システムの資本化が行われている。兵器システムに関する固定資本減耗の名目 GDP に占める割合は、2010 年において 0.5% 程度。
- ・オーストラリア
2009 年に行った 2008SNA 導入に伴い、本勧告に対応。兵器システムの資本化に伴う固定資本減耗の増加により、名目 GDP が過去 10 年間の平均で 0.2% 程度増加。
- ・カナダ
2012 年に行った 2008SNA 導入（一部）に伴い、本勧告に対応。固定資本減耗の増加により、名目 GDP は 2007 年～2011 年の平均で 0.1% 程度増加。
- ・英国
2014 年秋に予定されている ESA2010 導入に伴い、本勧告に対応する予定。固定資本減耗の増加により名目 GDP は、過去 10 年間の平均で 0.2% 程度増加の見込み。

の情報や、四半期推計を行う際の四半期パターン作成等のため、防衛省から必要な資料を入手して活用すること等を検討する。

² 軍用車両等の平均使用年数を 12 年、戦闘機や艦船等を 24 年として試算。

(参考) 諸外国における表章形式について

米国、オーストラリア、カナダにおいては、四半期速報段階から、総固定資本形成の内訳として「National defense」又は「Weapons systems」を表章。具体的には次のとおり。なお、3か国とも軍事在庫は表章していない。

	四半期原系列	四半期季節調整系列	年次
米国			
名目	×	○	○
実質	△	○	○
デフレーター	×	△	△
オーストラリア			
名目	×	○	○
実質	×	○	○
デフレーター	○	○	—
カナダ			
名目	○	○	—
実質	×	○	×
デフレーター	×	—	×

(凡例) ○実額を表章、△伸び率のみ表章、×表章なし、—表章はないが算出可能

(備考) 3か国とも、実質 GDP 成長率に対する寄与度も表章。

【D05】資産項目「コンピュータソフトウェア」はデータベースを含むよう修正

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・非金融資産の「知的財産生産物」の内訳項目として、「<u>コンピュータソフトウェア・データベース</u>」を表章し、さらに「<u>コンピュータソフトウェア</u>」と「<u>データベース</u>」に分割表章する。 ※2008SNA マニュアルにおいては、コンピュータ化されたデータベースは、それ自身がソフトウェアであるデータベース管理システムと関係なく開発することができないため、ソフトウェアと同じグループにまとめられる、としている。 ・市場で購入したソフトウェアやデータベースは購入者価格で評価される一方、自社開発されたものは推定された基本価格か、それが不可能であれば生産費用（市場生産者については資本収益を含む）で評価される。 ・データベースについては、<u>使用年数1年超のデータを有するものは、自社開発、市場購入を問わず、固定資産として扱う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの総固定資本形成には、企業が1年超の期間にわたり生産に使用することが予定している大型データベースの購入や開発を含む。 ・データベースは、ソフトウェアと同様、市場購入の場合、購入者価格で、自社開発の場合、推定された基本価格か、それが不可能な場合、生産費用で評価する。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・データベースについては、1993SNA で明示されている「大型」のもののみならず、使用年数が1年超であれば、全て固定資産として扱う。
- ・自社開発のデータベースの評価は、（推定された基本価格の使用が不可能な場合）生産費用（市場生産者が開発を行う場合、固定資本収益（純）を含める）で評価する（勧告 C06 参照）。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増加要因（固定資産の対象に含めるデータベースの範囲拡張により、固定資本形成が増加）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、コモディティ・フロー法上、ソフトウェア関連品目に属する使用年数が1年超のデータベースについては、無形固定資産の「コンピュータ・ソフトウェア」の中に含まれる扱いとなっている。
- ・2008SNA マニュアル上の定義を厳密に適用すれば、データ入力業務など、現行コモディティ・フロー法の品目上、「その他の対事業所サービス」に内包され、「ソフトウェア」には含まれていないものについて、2008SNA 上データベースの定義に合致するものはありえるが、その部分については中間消費として計上され、総固定資本形成及びストックとしては計上されていない。

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・ 2. のとおり、現行 JSNA においても、ソフトウェア関連品目に属する使用年数が1年を超えるデータベースについては、ソフトウェアの中に含まれているため、対応済である。また、自社開発ソフトウェア（上記のデータベースを含む）の産出額の計測については、勧告 C06 の項にもあるとおり、市場生産者が開発者である場合、開発に用いた固定資産の収益分（固定資本収益（純））を含めている。
- ・ 他方、ソフトウェアから、データベースを分離し表章するための基礎統計がないことから、これについては対応せず、「知的財産生産物」の内訳「コンピュータソフトウェア」に計上する（D03 の項目を参照）。
- ・ ソフトウェア以外のデータベースに該当するものに関しては、基礎資料の制約から推計が困難であり、かつ、産出額も微小と推測されることから対応しない（ソフトウェア業の産出額が 2010 暦年で 12 兆円程度であるのに対して、ソフトウェア以外でデータベースに該当するものの産出額は最大でも 1,000 億円程度と推測される）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 「平成 17 年産業連関表」においても、データベースについては、独立して推計・計上されていないが、ソフトウェアに含まれる使用年数が 1 年超のデータベースについては、ソフトウェアと同様、総固定資本形成に含まれる扱いとなっている（「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。
- ・ 2008SNA で定義されるデータベースと同様の定義でデータベースを把握する基礎統計は存在していない。

<諸外国における対応状況>

- ・ オーストラリア
データベースはソフトウェアに含まれているが、分離計上は行っていない。
- ・ 米国
データベースについては、独立計上していない。内製されるデータベースについては、自社開発ソフトウェアや受注ソフトウェアを含めて総固定資本形成に記録する扱いとし、外部購入されるデータベースについては、金額が小さいため、総固定資本形成に含めていない模様。

【D06】オリジナルとコピーを別個の生産物として認識する

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産生産物について、<u>オリジナルとコピーを別個の生産物として扱うことに関する指針を提供する。</u> ※2008SNA マニュアルでは、オリジナルとコピーを区分しうる知的財産生産物として、コンピュータソフトウェアと娯楽、文学、芸術作品が例示されている¹。また、オリジナルの産出は総固定資本形成として扱われる。 ・<u>コピーが、完全に売り渡されたもので、1年を超えて生産に使用されると予想される場合には、固定資産として扱う。</u> ・<u>使用ライセンスの下で利用可能なコピーも、1年を超えて生産に使用され、ライセンシーが所有に伴う全てのリスクと報酬を引き受けるのであれば、固定資産として扱う。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・使用ライセンスの付いたコピーの取得が、複数年契約で定期的な支払をもって購入されたもので、ライセンスによってコピーが経済的に所有されたと判断される場合は、資産の取得とする。 ・定期的な支払が、長期契約のない使用ライセンスのためになされるのであれば、支払はコピー使用のためのサービス支払と扱う。 ・最初に大きな支払いがあり、その後年に少額の支払がなされる場合、最初の支払は総固定資本形成として記録し、後年の支払はサービス支払と扱う。 ・ライセンスによって、ライセンシーがオリジナルを再生産し、コピーの頒布、サポート、メンテナンスの責任を担う場合、再生産ライセンスを持つ単位へのオリジナルの一部または全体の販売とみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無形固定資産（コンピュータ・ソフトウェア、娯楽、文学、芸術作品の原本等）において、オリジナルとコピーとを別個の生産物として扱うことに関する指針を提供していない。 ※オリジナルの産出は総固定資本形成として扱われるとされる一方、コピーの扱いについて明確な記述はない。



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに明確にされた指針の下で、知的財産生産物について、オリジナルとコピーを区別し、コピーについて、一定の要件を満たす場合には固定資産の取得として、そうでない場合はサービスへの支払として記録する。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>GDP の増加要因</u>（オリジナルとコピーを区別する指針が明確化されたことにより、明示的に固定資産に分類されるコピーが新たに記録される場合で、その取得が中間消費ではなく総固定資本形成に振り替えられる場合には GDP を押し上げ）
--

¹ また、2008SNA マニュアルのパラ 6.208 でも、オリジナルとコピーの2段階の生産がなされる生産物として、書籍、レコード、映画、ソフトウェア、テープ、ディスクが例示されている。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・2008SNA で知的財産生産物として位置付けられているもののうち、コンピュータ・ソフトウェア及び娯楽、文学、芸術作品について、現行 JSNA におけるオリジナルとコピーの扱いは以下のとおり整理される。
 - －コンピュータソフトウェアについては、オリジナルとコピーを区別し、オリジナルについては全額を、コピーについて一定の要件を満たす場合に総固定資本形成として扱っている。
 - －娯楽、文学、芸術作品については、基礎データの制約により、オリジナルとコピーを区別しておらず、また、関連する財貨・サービスの産出の一部についてのみ総固定資本形成として計上する扱いとなっている。具体的には、ビデオ制作及びレコード制作の産出額のうち業務用レンタルビデオ等（コピーに該当）について、一般的に1年以上生産に使用されることから、総固定資本形成として扱われている。

	コンピュータソフトウェア ²	娯楽、文学、芸術作品 ³
オリジナル	<ul style="list-style-type: none"> ・自社開発ソフトウェア、受注ソフトウェアについて、総固定資本形成に計上。⁴ 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリジナルとコピーを区別していない⁵。 ・娯楽、文学、芸術作品に係る財貨・サービスのうち、映像情報制作・配給業、その他の対事業所サービス（レコード制作業が含まれる）⁶の産出額の一部（1年以上生産に使用される場合）は総固定資本形成に計上。その他は、中間消費ないし最終消費（いずれもサービス支払）に計上。 ・また、その他の娯楽業（著述・芸術家業が含まれる）の産出額は、中間消費ないし最終消費（いずれもサービス支払）に計上。
コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外のコンピュータソフトウェアのうち、業務用パッケージ、その他のソフトウェア⁷については、その産出額の一部（1年以上生産に使用される場合）は、総固定資本形成に計上。 ・その他は、中間消費ないし最終消費（いずれもサービス支払）に計上。 	

² OECD の“Handbook on Deriving Capital Measures of Intellectual Property Products”においては、自社開発ソフトウェアや受注ソフトウェアはオリジナル、パッケージソフトウェアはコピーと位置付けられている。

³ 娯楽、文学、芸術作品に関して、著作権資産については、現行 JSNA では、把握可能な部分（一般政府保有分）の期末残高を「無形非生産資産」に含め、ストック編の参考系列（一国の資産合計には含めていない）として掲載している（平成23年末28億円）が、次回基準改定では同項目の表章を廃止する方向で検討（D03の項参照）。

⁴ 投資主体については、自社開発ソフトウェアの場合は自己勘定でソフトウェア開発を行った各産業、受注ソフトウェアの場合はこれを購入した各産業。

⁵ 以下で挙げている財貨・サービス（映像情報制作・配給業、その他の対事業所サービス、その他の娯楽）について、オリジナルの産出は、販売された場合についてその売上高を計上し、オリジナルの生産者による自己勘定総固定資本形成については計上していない。また、オリジナルが販売された場合、その額（産出額）は、「平成17年産業連関表」と整合的に、中間消費ないし最終消費に計上されており、総固定資本形成には計上されていない。

⁶ 映像情報制作・配給業、その他の対事業所サービスのうちレコード制作業は、「平成23年産業連関表」では、「映像・音声・文字情報制作業」に再編されることとなっており、JSNAの次回基準改定でも同様の取扱いとする予定。

⁷ その他のソフトウェアとは、コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するコンピュータ等の基本ソフト。

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・ 2. のとおり、現行 JSNA でも、①コンピュータソフトウェアにおけるオリジナル（全額を総固定資本形成に計上）とコピー（一定の要件を満たす場合に総固定資本形成に計上）の区別、②娯楽、文学、芸術作品のコピーの一部について一定の要件を満たす場合に総固定資本形成に計上、という点で 2008SNA の勧告に一部対応済と整理できる。
- ・ ただし、上記いずれについても、コピーの産出先を、ライセンスの契約形態に応じて総固定資本形成または中間消費に分けることについては、基礎資料の制約があるため対応は困難⁸。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 「平成 17 年産業連関表」におけるコンピュータソフトウェアと娯楽、文学、芸術作品の扱いについては、基本的に、2. の現行 JSNA の取扱いと同様である。ただし、産業連関表では、自社開発ソフトウェアを総固定資本形成と扱っていない（「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。

<諸外国における対応状況>

- ・ オーストラリア

2008SNA マニュアルに準拠し、コンピュータソフトウェア及び娯楽、文学、芸術作品についてオリジナルとコピーを別個の生産物とし取り扱っている。そのうち、ソフトウェアについては、使用年数を把握できる情報がないため、ほとんどのものが 1 年以上生産に使用されるとみなし、固定資産として記録している。

- ・ 米国

コンピュータソフトウェア及び娯楽、文学、芸術作品について、オリジナルとコピーを区分しうる知的財産生産物として取り扱う。

- ・ EU 諸国

2008SNA に対応する EU 諸国の最新の国民経済計算マニュアルである ESA2010⁹では、コンピュータソフトウェアと娯楽、文学、芸術作品について、オリジナルとコピーが存在すると記述されている。

⁸ 現行 JSNA では、例えば企業のソフトウェア購入分について、ライセンス契約の形態により中間消費か総固定資本形成かを分けるのではなく、平成 17 年産業連関表に基づき、生産に 1 年以上使用されるものを総固定資本形成と整理している。

⁹ EU 諸国は、同マニュアルへの対応を 2014 年に行う予定である。

【D08】所有権移転費用の扱いの精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・資産の取得や処分にかかる「所有権移転費用」は、その発生時（取得または処分時）に総固定資本形成として記録する。所有権移転費用には、①取得・処分時に発生する法律家、建築家、測量士、エンジニア、価格査定人に支払う料金等の報酬・手数料、不動産業者等に支払う手数料、②買い手に別個に請求される商業・輸送費、③資産の取得・処分に<u>関して支払われる税</u>、④資産価格に含まれない設置、取り外し費用、⑤<u>当該資産の使用年数の終わりに発生し、当該資産の解体や立地地点の現状回復に必要な「終末費用」</u>が含まれる。 ※所有権移転費用は、生産資産に係る費用の場合は、当該生産資産に統合して記録する。非生産資産の所有権移転費用については、土地に係る費用は「土地改良」に含めて計上する一方、その他の非生産資産については、固定資産の独立項目（非生産資産に係る所有権移転費用）として記録する（ただし、ストックとして記録する貸借対照表においては、その他の非生産資産の所有権移転費用は、対象となる各非生産資産の資産価額に合算される）。 ・所有権移転費用（終末費用を除く）の固定資本減耗は、<u>対象となる資産の取得後、（（資産寿命としての）使用年数全体ではなく）購入者が当該資産を保有すると予想される期間にかけて記録される。</u>ただし、適切なデータがなく、<u>こうした扱いが難しい場合</u>、これらの費用は、総固定資本形成に計上しつつ、<u>その費用が発生した時に固定資本減耗として償却されるとしてもよい。</u> ・原子力発電施設等のかかなり大規模で重要な資産の解体等の終末費用の固定資本減耗は、対象となる資産の取得後、その間の使用者の数にかかわらず、<u>当該資産の（資産寿命としての）使用年数全体にわたって記録される。</u>実務上は、終末費用を正確に予測することは難しい場合があり、終末費用のうち、使用年数全体における固定資本減耗の合計額でカバーできない部分は、<u>その費用が発生した際（解体時）に固定資本減耗として償却処理する。</u>¹ 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の取得にかかる「所有権移転費用」は、その発生時に総固定資本形成として記録する。所有権移転費用には、購入者価格に含まれる輸送費、据え付け経費等のほか、①新しい所有者により負担された手数料等（法律家、建築設計士、測量士、エンジニア、価格査定人に支払う料金等の報酬・手数料、不動産業者等に支払う手数料）、②新しい所有者により支払われる税が含まれる <p>※所有権移転費用は、生産資産に係る費用の場合は、当該資産に統合して記録する。非生産資産の所有権移転費用については、土地に係る費用は購入及び売却価格から切り離し、固定資産の独立項目（非生産資産に係る所有権移転費用）として記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転費用の固定資本減耗は、当該資産の使用年数にわたって、資産の使用に対して計上する固定資本減耗の一部として徐々に記録される。当該資産が、使用年数の終了前に売却された場合、まだ償却されていない残余の所有権移転費用は、その他の資産量変動勘定において償却された扱いとする。

¹ 2008SNAに対応するEU諸国の最新の国民経済計算マニュアルであるESA2010においては、終末費用について、



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・所有権移転費用は、終末費用を含むなど範囲を明確化した上で、引き続き総固定資本形成として扱う。
- ・終末費用を除く所有権移転費用の償却期間は、当該資産の（資産寿命としての）使用年数全体から、購入者が当該資産を保有すると予想される期間とする。終末費用については、当該資産の使用年数全体にわたって償却されると扱う。こうした処理が難しい場合には、費用発生時に固定資本減耗として償却するという選択肢も可能。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増加要因（所有権移転費用の明確化により、その範囲が拡張される場合）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、所有権移転費用のうち、設置費用や商業・輸送費は総固定資本形成に含まれており、資産の平均使用年数にわたって固定資本減耗として償却される扱いとなっている。エンジニアリング業への支払い等は、「プラントエンジニアリング」として無形固定資産の総固定資本形成に含まれ、ストックとしては対象となるプラントと一体化され、当該資産の平均使用年数にわたって償却される扱いとなっている（資産分類上は「その他の構築物」に含まれている）。
- ・他方、所有権移転費用のうち、
 - 不動産仲介手数料は中間消費
 - 法律家等への報酬支払は中間消費ないし家計消費として扱われ、総固定資本形成には含まれていない。また、
 - 資産の取り外し費用については、（所有権移転に伴わないものと区分されずに）中間消費ないし最終需要のいずれかに含まれているが、いずれの場合でも費用が発生した時点（取り外し時点）で計上されている。
 - 資産の所有権移転に伴う税（登録免許税等）については、当該資産を用いて生産する財貨・サービスに生産・輸入品に課される税として含まれており、当該資産の所有権移転時（固定資本形成時）に総固定資本形成に含まれる扱いとはなっていない。
- ・また、終末費用について、現行 JSNA では、資産の解体時で総固定資本形成に計上されている。ただし、当該資産の償却開始時期は、取得時ではなく、資産の解体時となっており、解体後も償却期間にわたって固定資産残高が計上される扱いとなっている。

3. 検討の方向性

①次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

[所有権移転費用に含める範囲]

- ・2. のとおり、現行 JSNA においても、一部の所有権移転費用については総固定資本形成に含まれているが、次回基準改定においては、新たに不動産仲介手数料²について、現

対象となる資産の使用年数の終期に総固定資本形成として計上するとともに、同額を固定資本減耗として償却することが推奨されている。

² 「産業連関表」における非住宅建築物に係る不動産仲介の産出額は、「賃貸関連流通における仲介料」であり、売買に係る手数料については把握することができない。また、税や登記に係る基礎統計からは、建築物の売買に

行 JSNA のように中間消費ではなく、総固定資本形成として扱うこととする。またプラントエンジニアリングについては、現行 JSNA では無形固定資産の総固定資本形成と扱っている点を改め³、対象となるプラント（「構築物」（現行 JSNA の「その他の構築物」から名称変更）に係る所有権移転費用として位置づける。

- ・他方、法律家等への報酬支払や取り外し費用については、所有権移転にかかる部分を把握する基礎統計がないことから、対応を見送る。税については、基礎資料の制約により、対応を見送る⁴。
- ・終末費用については、これを計上する対象となる資産や固定資本減耗／減価償却の記録方法という点で近い概念である企業会計上の「資産除去債務」⁵に係る情報を用いて対応することを検討⁶する。なお、日本の場合、資産除去債務の大宗は電力会社⁷における原子力発電施設に係るものであるため、当該部分について対応が可能かを検討することとする（別紙参照）。

[所有権移転費用の計上先資産項目、償却期間]

- ・設置費用や商業・輸送費は、現行 JSNA と同様、対象となる固定資産に含めて記録するとともに、基礎資料の制約から、当該資産の平均使用年数にわたって償却する扱いを継続する。
- ・不動産仲介手数料については、原則として住宅に含めて記録し、償却期間については、利用可能な一次統計を元に同一所有者の平均的な保有期間を求め、所有権移転費用の償却期間として使用することを検討する⁸。
 - －不動産仲介手数料のうち宅地売買に係る仲介手数料については、2008SNA では固定資産の分類として「土地改良」を新設する場合にはここに含めて表章することが求められているが、D10 の項で述べるように次回基準改定において JSNA では「土地改良」の新設を見送る方向で検討していることから、固定資産の分類うち「住宅」に含めることとする⁹。
- ・プラントエンジニアリングについては、対象となる固定資産（「構築物」）に含めて記録する。償却期間については、プラントは予想保有期間と平均使用年数は同等と考え、現行 JSNA と同様、当該資産の平均使用年数にわたって償却する扱いとする。

係る情報は得られるものの、住宅・非住宅に分割するための情報を得ることができない。このため、非住宅建築物に係る売買手数料を推計することは困難である。

³ 2008SNA では、資産分類上の「有形固定資産」「無形固定資産」の区別が廃止され、現在の無形固定資産については新たに「知的財産生産物」という分類が設けられるが、プラントエンジニアリングは知的財産生産物には分類しない。詳細については D03 の項を参照。

⁴ 所有権移転に関する登録免許税は約 2,200 億円（平成 23 年度）であるが、その大宗を占める土地に係る分については投資主体が把握できない。

⁵ 日本の企業会計では、企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」およびその適用指針により、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から原則適用となった。

⁶ 上記脚注 5 適用以前については、各電力会社の財務諸表より、「資産除去債務」に相当する「原子力発電施設解体引当金」の金額を把握することが出来るが、会計基準の適用以前と以後では計算方法の相違により 5,000 億円程度の断層が生じることに留意が必要。

⁷ 上場企業の財務諸表によれば、産業別に見ると資産除去債務の 8 割以上は電力業が占めている（光成美樹[2010]「資産除去債務会計基準の適用事例分析（2011 年 3 月期第 1 四半期）」『週間経営財務』No.2984）。

⁸ 不動産仲介手数料について、「民間企業投資・除却調査（内閣府）」の利用を検討したが、仲介手数料の大半が家計の持家住宅であるため、利用に適さないと判断した。現在は「土地保有移動調査（国土交通省）」及び「住宅市場動向調査（国土交通省）」の利用を検討している。

⁹ 土地利用区分上の「宅地」は住宅用地のみならず、商業用地、工業用地等も含む概念ではあるが、基礎統計である「産業連関表」においては、その内訳に係る情報は得られないため、ここではすべて住宅用地と整理する。

③ 推計方法、GDP への影響等試算値

- ・本勧告に対応し所有権移転費用の範囲が拡張された場合、現行 JSNA において中間消費としている不動産仲介手数料を総固定資本形成として扱うこととなることから、GDP の増加要因となる。ここでは 2005 年から 2012 年の当該 GDP 増加分について試算。
- ・具体的には、「平成 17 年産業連関表」における不動産仲介・管理業産出額に占める、不動産仲介手数料の割合¹⁰を求め、これを平成 18 年以降の毎年の不動産仲介業産出額に乗じることで、不動産仲介業産出額のうち所有権移転に係る費用を抽出し、総固定資本形成に計上する。
- ・資産計上に伴うストック額と固定資本減耗の推計については、他の固定資産同様に恒久棚卸法により行う。なお今回の検討・試算対象は、住宅関連の不動産売買に係る仲介手数料と整理しているため、資産の保有主体は法人企業および家計のみとなり、非市場部門の保有資産から生じる固定資本減耗を通じた GDP への影響はない。
- ・今回の試算で使用した償却率については、予想保有期間に関して分析途上にあるため、暫定的に木造住宅と同じ数値を使用した¹¹。
- ・暫定的な試算結果：名目 GDP を 0.2% 程度押し上げる要因。
一国の住宅資産を 4.0% 程度押し上げる要因。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「平成 17 年産業連関表」においては、現行 JSNA と同様に、所有権移転費用のうち設置費用や商業・輸送費等は総固定資本形成に含まれている一方、不動産仲介手数料は総固定資本形成に含まれていない（「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。また、税や法律家等への報酬、取り外し費用、終末費用についても現行 JSNA と同じ扱い。

<諸外国における対応状況>

- ・米国
住宅にかかる所有権移転費用として、不動産仲介手数料、印紙税、法律家費用等を含めている。また、非住宅にかかる所有権移転費用として、不動産仲介手数料を含めている。住宅に係る償却期間については、購入者が保有すると予測される期間（12 年）にわたって償却される扱いとなっている。
- ・オーストラリア
住宅、非住宅建築物、占有されていない土地の取得にかかる所有権移転として、法律専門家への支払、不動産仲介手数料、印紙税等を含めている。償却期間については、住宅 15 年程度、非住宅 27 年程度としている。
- ・カナダ
住宅、非住宅にかかる所有権移転費用として、不動産仲介手数料、法律家費用、土地譲渡税等を含めている。
- ・英国
2014 年秋に予定している ESA2010 導入に伴い、終末費用を新たに総固定資本形成に記録する予定。

¹⁰ 不動産仲介手数料の内訳は「中古住宅仲介手数料」「宅地仲介手数料」「その他の手数料」。「平成 17 年産業連関表」におけるこれらの産出額合計は約 1 兆円であり、不動産仲介・管理業の住宅関連部分の約 9 割を占める。

¹¹ 中古取引の存在を考えると、1 人の所有者の保有期間は（資産寿命としての）平均使用年数ベースの償却期間より短いと考えられ、その場合、所有権移転費用のストックは上記試算値よりも小さくなる。今後、次回基準改定に係る実装に向け、脚注 7 で示したような基礎統計の活用可能性を精査する。

「終末費用」に係る勧告への対応の考え方と課題について

1. 国際基準における「終末費用」の取扱い

(1) 2008SNA における勧告概要

- 2008SNA においては、原子力発電施設等の資産（以下、当該資産という。）の終末費用に関して、以下のような取扱いを勧告している（イメージについては図表 1 参照）。
 - ① 当該資産の取得時点で当該資産の処分時に発生すると予想される終末費用（以下、予想終末費用という。）の額を用い、当該資産の取得時以降、当該資産の耐用年数（資産寿命としての使用年数全体）にわたって、当該資産に係る通常の固定資本減耗に加え、予想終末費用の固定資本減耗を記録する。予想終末費用は、当該資産の取得時点の総固定資本形成には計上しない。
 - ② 当該資産の処分時に、処分にかかる費用（終末費用）を総固定資本形成に計上するが、上記のとおり、既にこれに係る固定資本減耗は当該資産の取得時以降に記録されているため、当該総固定資本形成は資産（ストック）としては計上しない。
 - ③ なお、当該資産の取得時以降、耐用年数をかけて記録される固定資本減耗の累積額（＝予想終末費用）が、処分時に実際に発生した終末費用（総固定資本形成）を下回る場合は、その「足らざる部分」は、終末費用の発生時に全額固定資本減耗として記録する。

(2) ESA2010 における勧告概要

- 2008SNA に対応する EU 諸国の国民経済計算体系である ESA2010 においては、当該資産の終末費用に関して、以下のような取扱いを勧告している（イメージについては図表 2 参照）。2008SNA に比べ、ESA2010 は、「当該資産の取得時から耐用年数をかけて、予想終末費用に係る固定資本減耗を記録するという扱いではなく」、「当該資産の処分時に固定資本減耗を一括して計上することとされている」という点が異なる。
 - 当該資産の処分時に、処分にかかる費用（終末費用）を総固定資本形成に計上するとともに、同費用を固定資本減耗として記録する。

2. 現行 JSNA における取り扱い

- 2008SNA/ESA2010 における「終末費用」は、現行 JSNA では、建設活動の一環として行われる解体工事の費用に対応すると考えられる。現行 JSNA における解体工事の費用の扱いは以下のとおり（イメージについては図表 3 参照）。
 - ① 当該費用は、建設の産出額に内数として含まれ、需要側で総固定資本形成の内数として計上され（建設の産出額から解体工事費用を抽出して推計は行っていない）、そのままストックにも記録される¹²。
 - ② その後、それぞれの建設物と一体のものとして、建設物の種別に応じた耐用年数をかけ

¹² なお、「資産除去債務に関する会計基準」によれば、(参考) で後述するように、企業会計上は、原子力発電施設等の固定資産の取得時において、負債側で記録される資産除去債務と見合いの額が、固定資産の取得額に含めて資産側に記録されることになっているが、JSNA の推計上は、この「資産除去債務見合い額」は総固定資本形成に計上されない仕組みとなっている。このため、実際に（建設の産出額の一部として）解体費用が発生した時点で総固定資本形成が記録されることと重複はない。

具体的には、JSNA の年次推計における総固定資本形成は、財貨・サービス別の出荷額を起点に推計されるため、実際に取引の行われない「資産除去債務見合い額」は記録されない。また、四半期別 GDP 速報推計における民間企業設備や、年次推計における固定資本マトリクス（制度部門・経済活動別の分割）に用いている「四半期別法人企業統計」では、調査票上、新設投資額に「資産除去債務見合い額」は含まれない（「新設投資額」ではなく「譲受振替」に記録）ため、やはり、建設の産出額の一環として解体費用が総固定資本形成として記録されることとの間に重複はない。

て固定資本減耗と固定資産残高が計上される。

3. JSNA において国際基準の勧告に対応するために必要な基礎情報と留意点

- D08 の項本文の 3. ①でも述べたとおり、2008SNA/ESA2010 における「終末費用」の扱いは、企業会計上の「資産除去債務」（2010 年度以降適用）の扱いと似通っている部分が多く（参考を参照）、我が国においては資産除去債務の大宗は電力会社における原子力発電施設に係るものである。このため、原子力発電施設に係る終末費用の記録について、国際基準に対応するために、電力会社の財務諸表から得られる情報を活用できるかを検討する。
- 具体的には、原子力発電施設（以下、下表では「同資産」と略す。）について、2008SNA や ESA2010 の終末費用に係る勧告に対応とした場合、財務諸表で利用可能な情報、及びその利用に係る留意点は以下のとおりである。

(1) 2008SNA の勧告に対応する場合

JSNA の推計上必要な作業	参考となりうる財務諸表情報	左記の利用に係る留意点
① 同資産の処分時にかかる解体費用に相当する部分を建設の産出額から抽出し、総固定資本形成として計上するとともに、その後は固定資本減耗、固定資産を記録しない	(解体費用の参考情報) 資産除去債務明細表における「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の各「期中減少額」	実際の解体費用の中には、建設の産出額には該当しないものが存在する可能性があるが、解体費用に係る内訳についての情報には制約がある
② 同資産の取得時の予想終末費用について、取得時以降、耐用年数にかけて固定資本減耗を記録	(予想終末費用の参考情報) 「資産除去債務に関する会計基準」における資産除去債務	同資産の取得時点に遡って、予想終末費用を捉え、その固定資本減耗を記録するためには、資産除去債務について発電施設毎の内訳等があることは望ましいが、制約がある
③ 上記固定資本減耗の取得時から処分時にかけての累積額（＝予想終末費用）よりも実際の解体費用が大きかった場合、「足らざる部分」を解体費用の発生時に固定資本減耗として記録	(固定資本減耗の参考情報) 資産除去債務明細表における「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の各「期中増加額」 ¹³	左記「期中増加額」の過去の計数は、各期の発電実績に応じたものであり、2008SNA の固定資本減耗とは平準化の手法に関する概念が異なる。また、会計基準の変更等に伴う計数の断層がありうる

(2) ESA2010 の勧告に対応する場合

JSNA の推計上必要な作業	参考となりうる財務諸表情報	左記の利用に係る留意点
○ 同資産の処分時にかかる解体費用に相当する部分を建設の産出額から抽出し、総固定資本形成として計上するとともに、同額を固定資本減耗として記録する（固定資産を記録しない）。	(解体費用等の参考情報) 資産除去債務明細表における「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の各「期中減少額」	実際の解体費用の中には、建設の産出額には含まれないものが存在する可能性があるが、解体費用に係る内訳についての情報には制約がある

¹³ 「資産除去債務に関する会計基準」適用前（2009 年度以前）については、原子力発電施設解体引当金の各期繰入額。

4. JSNA としての対応方針の考え方

上記3. を踏まえれば、次回基準改定に向けた JSNA における原子力発電施設に係る「終末費用」の取扱については、以下の考え方がある。

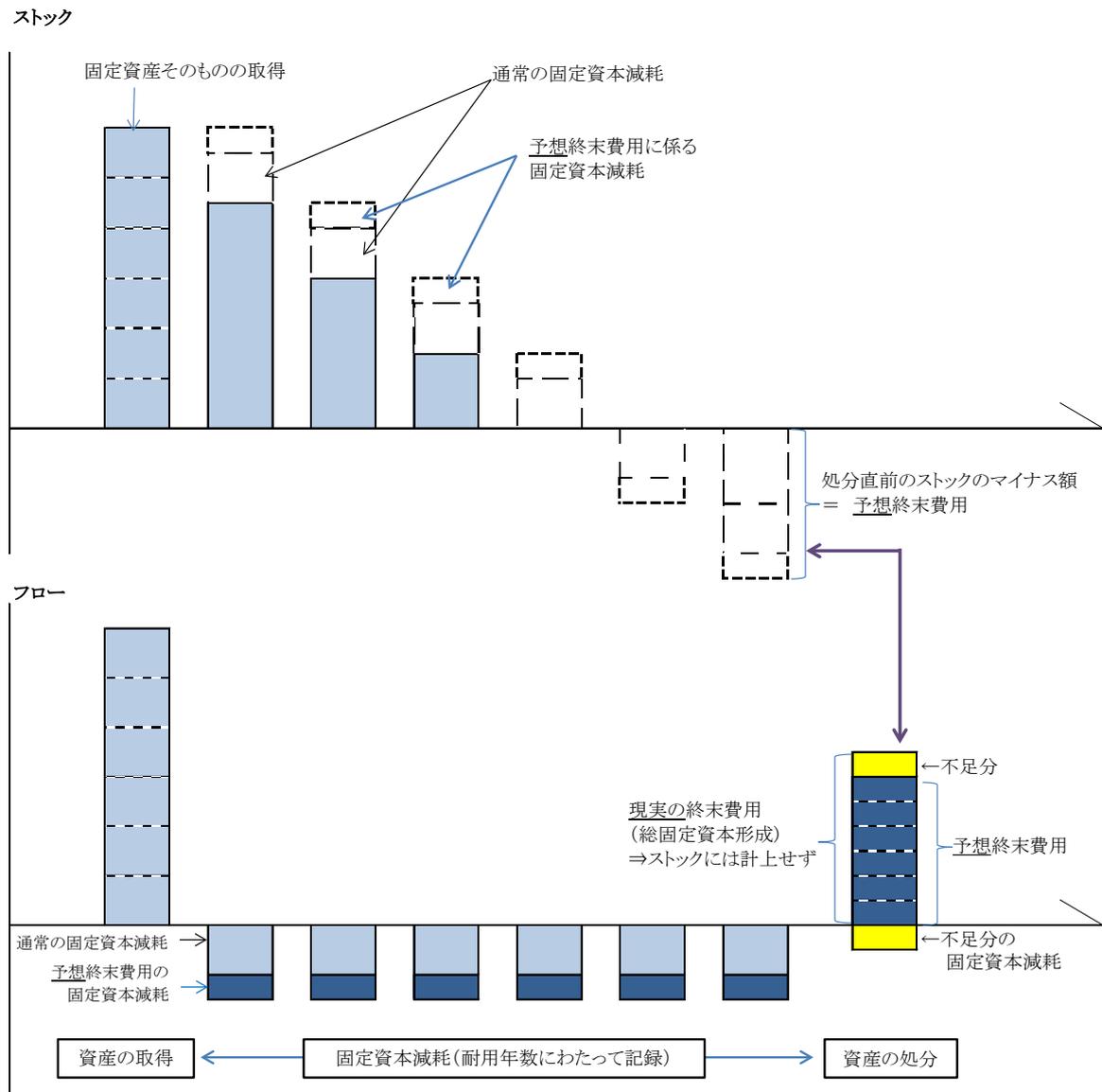
- 2008SNA の勧告に対応する場合の手法として、以下を検討する。¹⁴
 - (a) 3. (1)①（解体費用の扱い）については、原子力発電施設等の解体に充てられた額を、電力会社の財務諸表の資産除去債務明細表における「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の「期中減少額」から捕捉することにより、これを固定資本マトリックス上で分離して、ストックに計上しない。
 - (b) 3. (1)②③の留意点で述べたように予想終末費用に係る情報の制約を踏まえ、資産除去債務明細表から得られる「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の「期中増加額」¹⁵を、「予想終末費用」に係る固定資本減耗と見做し、過去の期間に遡って記録する。
- 一方、上記(b)は一定の仮定に依存するものであることに加え、2008SNA の終末費用に係る勧告に関しては、既に 2008SNA を導入している主要国（豪州、カナダ、米国）においては対応していない模様であり、EU 諸国は ESA2010 に準拠する予定（2014 年秋）であり、2008SNA よりも簡素な手法が採用されると考えられる。これらを踏まえ、終末費用に係る固定資本減耗の記録のタイミングについては、ESA2010 の方式を採用することも一案。この場合は、以下のように対応を検討。
 - (c) 3. (2)（解体費用、固定資本減耗の扱い）については、上記(a)と同様に原子力発電施設等の解体に充てられた額を、電力会社の財務諸表の資産除去債務明細表における「特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）」の「期中減少額」から捕捉し、これを同期の総固定資本形成及び固定資本減耗として記録する。
- ただし、3. の留意点で述べたとおり、原子力発電施設について実際にかかる解体費用の中には、建設の産出額には該当しないものが存在しうるが、解体費用に係る内訳についての情報には制約があり、解体を建設部門の活動と見做すことが妥当かについては留保が必要である（仮に、解体費用に建設分以外が多く含まれる場合、解体費用を除く建設部門の産出額及び配分先としての総固定資本形成が過小となり、ストックの過小推計につながる可能性）。

このため、今後、資産除去債務（特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金））の取崩しによる解体が進められる場合には、実際に得られるデータや関連情報を十分吟味して、場合によって、現行 JSNA の記録方法を維持することも選択肢として検討する。

¹⁴ なお、2008SNA では、終末費用を計測する対象となる資産について、終末費用も勘案した当該資産の純ストック額が耐用年数に近づくと負になることを想定している。検討にあたっては、このことが、資本サービス量や内部収益率の推計に与える影響についても留意する必要がある。

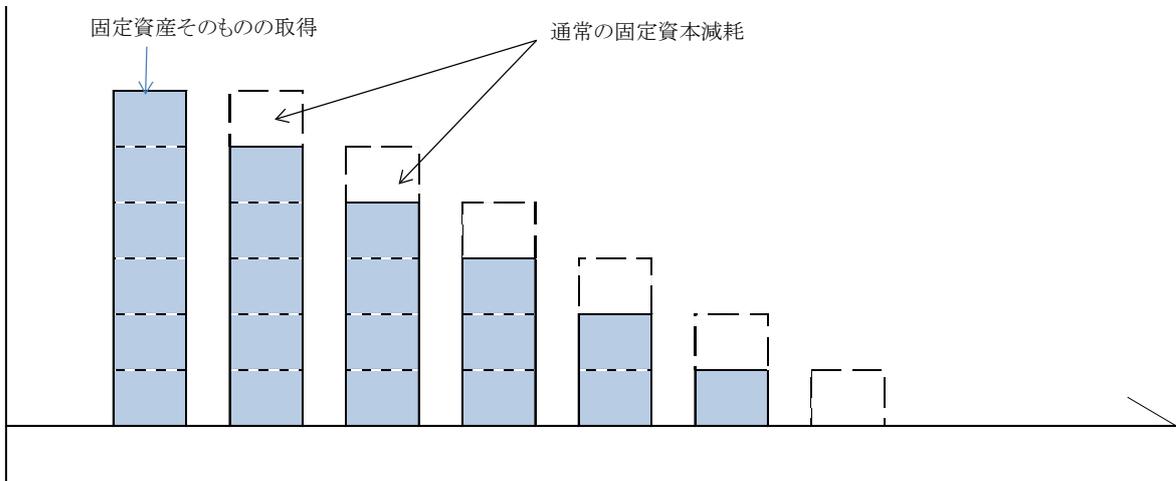
¹⁵ 脚注 13 と同様、2009 年度以前においては、原子力発電施設解体引当金の各期繰入額。

図表1 2008SNA 勧告における終末費用に係る記録のイメージ

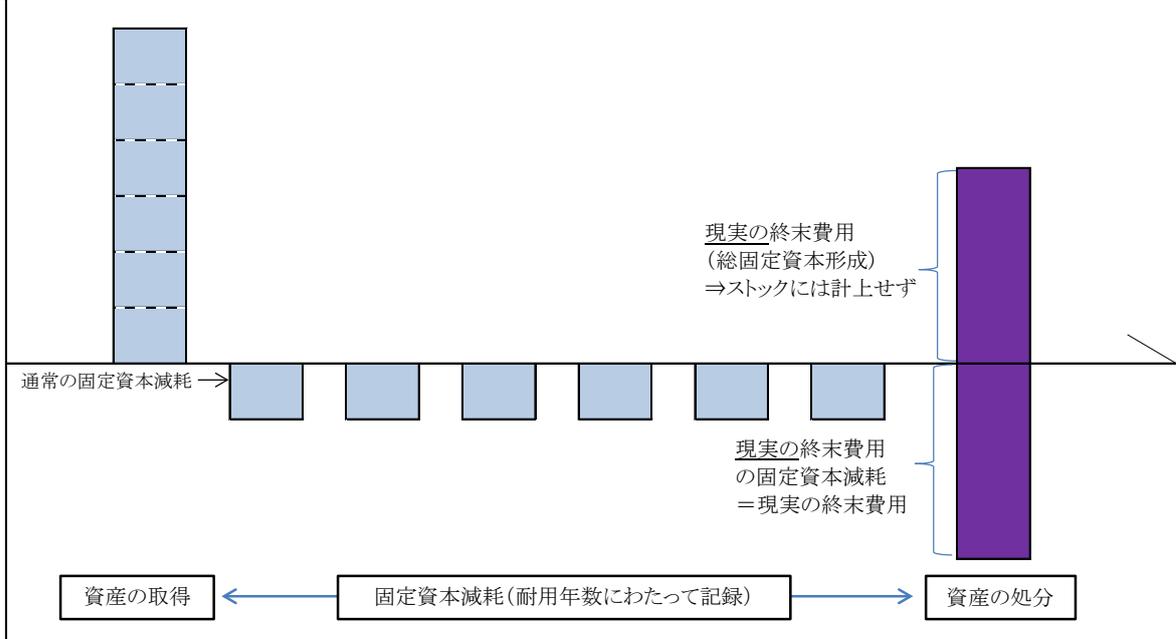


図表2 ESA2010 勧告における終末費用に係る記録のイメージ

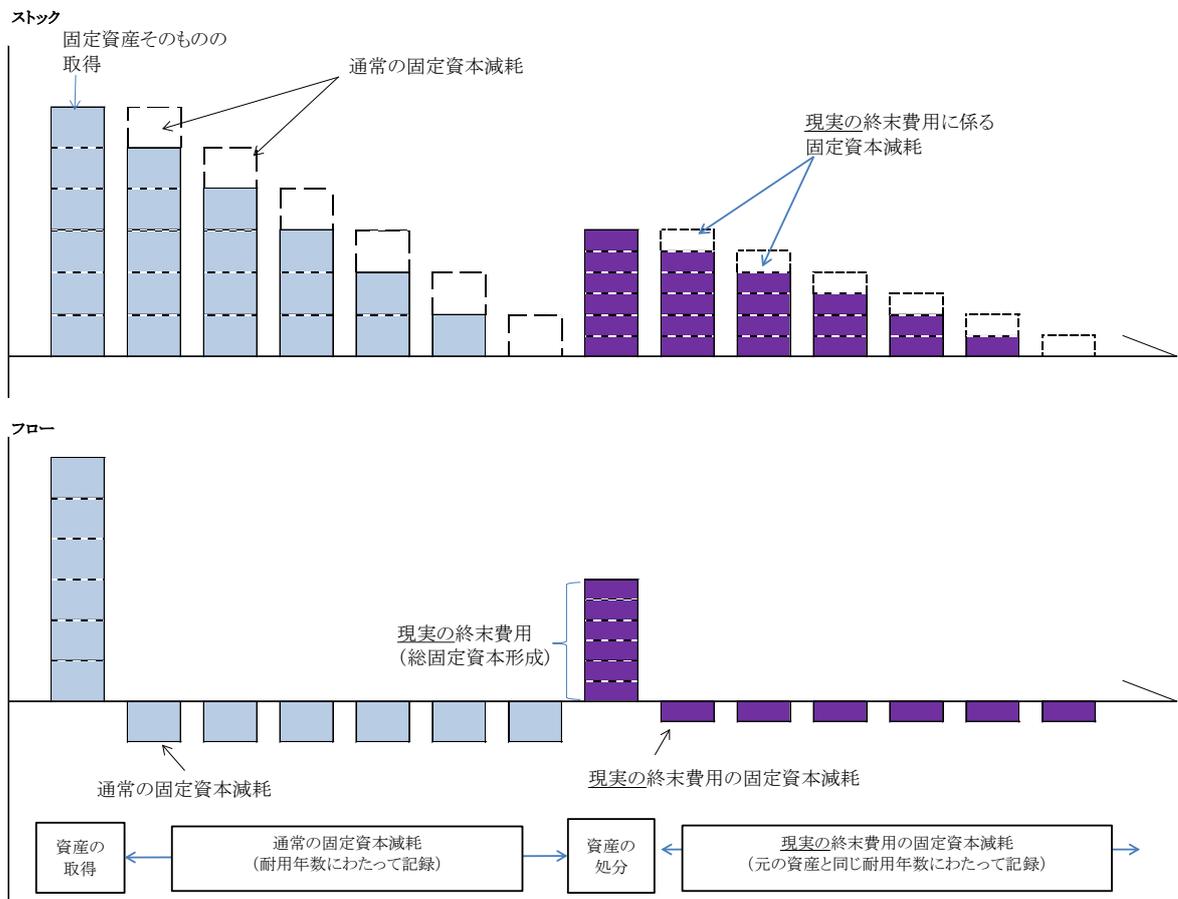
ストック



フロー



図表3 現行 JSNA における終末費用に係る記録のイメージ



(参考) 企業会計における資産除去債務等の取扱い

(2008SNAの「終末費用」と企業会計上の「資産除去債務」との関係)

- 企業会計においては、2010年4月1日以降の事業年度以降、「資産除去債務に関する会計基準」により、法令等に基づき除去が義務付けられている有形固定資産について、その取得時において、将来予想される当該資産の処分にかかる費用を割引現在価値で「資産除去債務」として貸借対照表の負債側に記録することが求められている。
- 2008SNAの「終末費用」と企業会計上の「資産除去債務」は、図表4のとおり、対象となる資産の処分にかかる費用の計上の方法とタイミングに違いがあるほかは、対象となる資産の範囲、減耗／償却の記録方法等において互いに近いものと言える。

図表4 2008SNA「終末費用」と企業会計「資産除去債務」比較表

	2008SNA「終末費用」	企業会計「資産除去債務」
対象となる資産	処分時に重大な費用が発生するような固定資産（原子力発電施設等）	法令等に基づき除去が義務付けられている有形固定資産（原子力発電施設等）
処分にかかる費用の計上の方法とタイミング	上記資産の処分時において、終末費用を総固定資本形成に計上するが、取得時～処分時のいずれにおいても資産（ストック）には計上しない	上記資産の取得時において、処分時に発生すると予想される費用の割引現在価値を負債側に「資産除去債務」として計上するとともに、見合いの額を上記資産の取得額に加算
減耗／償却	対象資産の取得以降、耐用年数全体にわたって減耗 減耗額は、取得時に予想された終末費用に基づく	対象資産の取得以降、耐用年数全体にわたって償却 償却額は、取得時に予想された除去費用に基づく
予想＜現実の費用の場合の扱い	費用発生時点で、固定資本減耗として償却	費用発生時点で、減価償却費として償却

(電力会社の財務諸表における資産除去債務等に係る情報)

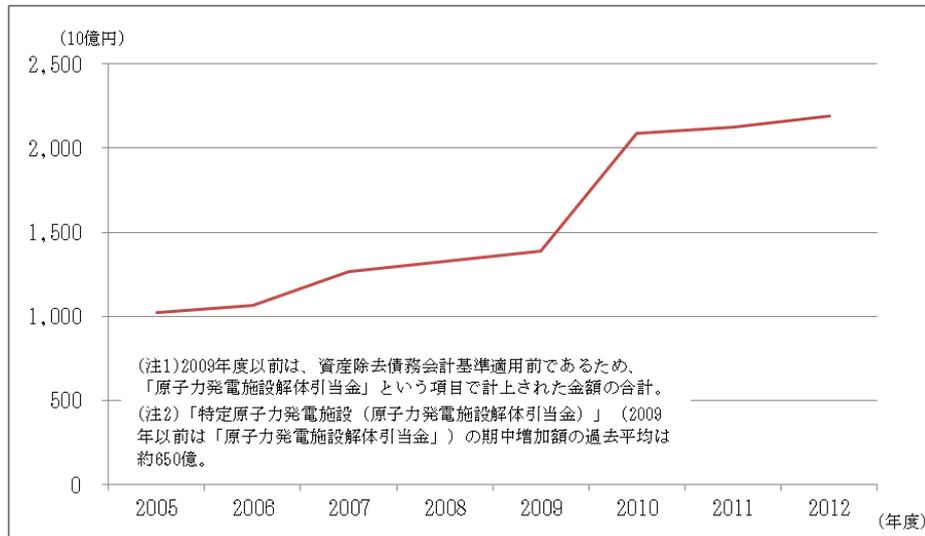
- 原子力発電施設を保有している電力会社各社の財務諸表（「資産除去債務に関する会計基準」（以下、資産除去債務会計基準という。）適用後）の貸借対照表の負債側から、各期末時点の「資産除去債務」の総額が把握できる（ただし、発電施設毎の情報はない）ほか、注記事項（資産除去債務明細表等）において、その内訳として、①特定原子力発電施設（原子力発電解体引当金）、②特定原子力発電施設（その他）等について、それぞれ期首残高、期末残高、期中増加額、期中減少額が得られる。
- このうち、①特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき、資産除去債務会計基準適用の2010年度から2013年9月までについては、発電施設毎にその解体に要する総見積額を算定し、その将来の支出に備え、生産高比例法¹⁶という発電実績に応じて積んでいく引当金である¹⁷。ここで、期中増加額は、①の積み増し分であり、発電実績に応じて計上される。期中減少額は、①の取崩額であり、原子力発電施設の解体に充当された費用（解体費用）が計上される。なお、解体に要する総見積額を割引現在価値で評価した「資産除去債務」と上記①の差

¹⁶ 当期末の引当金残高＝総見積額×（当期までの累積発電電力量／想定総発電電力量）

¹⁷ 2013年10月には、同省令の改正が施行され、2013年度以降においては、生産高比例法により発電実績に応じて引当金が積み増されるのではなく、定額法に基づき各期の引当金を計上することとなっている。

- 額は、②特定原子力発電施設（その他）等となる。
- なお、①については、資産除去債務会計基準適用前（2009年度以前）は、「原子力発電施設解体引当金」という項目で、貸借対照表の負債に計上され、上記と同様、生産高比例法により計算されていた¹⁸。

図表5 電力会社の資産除去債務等の推移



(備考) 電力会社各社（沖縄電力を除く）の財務諸表から集計。

¹⁸ 厳密には、当時の省令に基づき、引当金残高＝総見積額×90%×（当期までの累積発電電力量／想定総発電電力量）で計算されており、資産除去債務会計基準導入前後では断層がある。

【D09】 鉱物探査・評価

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 鉱物資源の探査活動（生産資産）と資源そのもの（非生産資産）とを区別する。前者について、国際会計基準の用語と合わせ、「鉱物探査・評価」という項目名とする。※1993SNA と同様、鉱物探査に係る支出を総固定資本形成として扱い、探査の成否にかかわらず、該当する全ての支出を含める。また、固定資本減耗は、鉱業会社等が使用しているものと同様の平均使用年数も使用して計算してよいとされている。・ 鉱物探査・評価は、購入した場合は市場価格で評価し、自己勘定で実施する場合は、費用総額に適切なマークアップを上乗せして評価する。	<ul style="list-style-type: none">・ 鉱物資源の探査活動（生産資産）と資源そのもの（非生産資産）とを区別する。・ 鉱物探査に係る支出を総固定資本形成（無形固定資産）として扱う。探査の成否にかかわらず、該当する全ての支出（実際の掘削等の費用のみならず、試掘の実施を可能にするための費用等も含む）を含める。固定資本減耗は、鉱業会社や石油会社が自社で経理しているものと同様の平均使用年数も使用して計算する。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 「鉱物探査」（無形固定資産）を、「鉱物探査・評価」（知的財産生産物）に名称変更するとともに、資産価値等について、より明確化された指針に基づき評価・計上する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ GDP の増減要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA では、鉱物探査に係る支出を無形固定資産の総固定資本形成に含めている。具体的には、独立行政法人石油天然ガス金属資源機構（JOGMEC。公的非金融法人企業）の石油天然ガス勘定における受託事業費を中央政府の鉱物探査に係る支出（総固定資本形成）として計上している¹。なお、鉱物探査は、便宜上1年で完全償却されることとし、ストック勘定の無形固定資産には計上していない。

3. 検討の方向性

① 次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・ 2. のとおり、現行JSNAにおいても、鉱物探査に係る支出は総固定資本形成に含めているが、項目名については、マニュアルに沿って、「鉱物探査」から「鉱物探査・評価」に変更する(D03参照)。
- ・ また、平均使用年数を変更し、ストックとしても計上する。平均使用年数については、諸外国の状況を踏まえつつ、例えば、①鉱業の所有する固定資産の平均使用年数を援用することや、②試掘に関する無形資産に係る法定耐用年数を平均使用年数として代用すること（石油・ガスの試掘権：8年、その他の試掘権：5年）を検討（「2008SNA対応に

¹ 受託事業費の内容は、探査船運行管理共同体等への再委託費、燃料・保険料、人件費、調査費・会議費・旅費等であり、資本的支出は含まれない。

より新規に資本化する項目等に係る償却の考え方」の項を参照)。

- ・なお、中央政府が JOGMEC から「鉱物探査・評価」を購入するという扱いであるため、市場価格で評価されていると整理できる。

② 推計方法、GDP への影響等試算値

- ・上記①のとおり、鉱物探査に係る支出については、現行 JSNA で中央政府の総固定資本形成として計上しているため、平均使用年数の変更に伴う固定資本減耗の計上分のみ、政府最終消費支出の増加を通じた GDP への影響がある。
- ・ここでは、耐用年数を現行の 1 年から仮に 8 年に変更した場合の固定資本減耗の増加額について試算。
- ・名目固定資本形成額は現行 JSNA 推計値、デフレーターについても現行と同様に企業向けサービス価格指数を用いて試算。
- ・暫定的な試算結果：名目 GDP への影響はほぼゼロ。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
鉱物探査に係る支出を総固定資本形成に含めている。平均使用年数は 34 年。
- ・カナダ
鉱物探査に係る支出を総固定資本形成に含めている。平均使用年数は、石油・ガスについては 31 年、その他については 14 年。
- ・米国
鉱物探査に係る支出を総固定資本形成に含めている（ただし、知的財産生産物ではなく、鉱物・石油・ガスの採掘に係る構築物に含めている）。平均使用年数は 20 年。
- ・OECD のサーベイにおける各国の鉱物探査に係る償却パターン
2012 年の OECD ワーキングペーパーによれば、鉱物探査のストック計算における手法、平均使用年数などは以下の通り。

表：諸外国における鉱物探査・評価の平均使用年数

国名	平均使用年数
チェコ	10 年
デンマーク	30 年
フィンランド	10 年
ドイツ	30 年
アイルランド	5 年
イタリア	34 年(調査結果に基づき変更されうる)
オランダ	40 年
ニュージーランド	20 年
ノルウェー	20 年
ロシア	5 - 13 年
スウェーデン	10 年
英国	様々

【D10】土地改良

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・土地改良を総固定資本形成として扱う（フロー勘定）。 ※2008SNA マニュアルにおいて、土地改良は、土地の量、質、生産性を大きく改善させる、もしくはその劣化を避けることにつながる行動の結果であり、整地、水平化工事、井戸の掘削等を含むとしている。<u>土地に不可欠なものではない護岸堤、堤防、ダム等の構築は構築物に分類するとされる。</u>・<u>貸借対照表においては、土地改良は、改良前の土地資産（非生産資産）と区別し、固定資産（生産資産）の内訳項目と扱う。</u>・<u>改良前の土地の価値と改良の価値を分離できない場合は、価値の大きい方に当該土地を配分する。</u>土地に係る所有権移転費用は、土地改良に含める。	<ul style="list-style-type: none">・土地改良を総固定資本形成として扱う（フロー勘定）。 ※1993SNA マニュアルにおいて、土地改良は、土地の量、質、生産性を大きく改善させる、もしくは、その劣化を避けるものとし、このための堤防・防潮堤または堰の建設による土地の干拓、堤防・排水溝等の建設による湿地の排水等を含むとされる。・貸借対照表においては、土地改良は、土地そのものから物理的に分離できないものとして、土地(非生産資産)に含める。・土地に係る所有権移転費用は、固定資本形成の分類中の別項目に記録する。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・土地改良の対象範囲を2008SNA マニュアルで明確化された基準に沿って設定（堤防等は構築物に分類し、整地、水平化工事、井戸の掘削等を土地改良に分類）。
- ・フロー勘定において、引き続き、土地改良を総固定資本形成として記録する一方、貸借対照表においては、区分可能であれば、非生産資産である土地とは別に、生産資産の一項目として土地改良の価値を記録する。土地の購入・売却にかかる所有権移転費用は、総固定資本形成の土地改良に記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDPの増加要因（①土地改良の範囲の変更により構築物に移る部分のうち、非市場生産者分は、新たに発生する固定資本減耗を通じて、政府最終消費支出、GDPの増加要因。
②貸借対照表において、土地改良を非生産資産（土地）ではなく、生産資産として扱う場合、非市場生産者分は、新たに発生する固定資本減耗を通じて、政府最終消費支出、GDPの増加要因。）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、土地造成、農業土木¹、海岸、治山²及びこれらの災害復旧を土地改良（項目名「有形非生産資産の改良」）として、フロー勘定において総固定資本形成に含めている。貸借対照表においては、土地改良分は土地の価値に体化されているものとして、土地資産額全体を別途推計・記録している。

¹ 農業土木のうち灌漑施設については、現行 JSNA においても「その他の構築物」として固定資産に分類している。

² 治山とは、森林整備等を目的とするものであり、土砂災害の防止を目的とする砂防とは異なる。砂防については現行 JSNA では固定資本形成として扱っている。

(参考) 現行 JSNA の土地資産に関する貸借対照表の記録例

(単位：10 億円)

2011 年	2012 年		
期末残高	資本取引	調整額	期末残高
1,157,588.4	2,215.6	-16,671.0	1,143,133.0

↑ 価格×面積で推計

↑ 土地改良分=フロー編における「有形非生産資産の改良」の総固定資本形成

↑ 価格×面積で推計

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方 (案)

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する (一部) >

(i. 土地改良の範囲の変更)

- ・土地改良の範囲について、2008SNA の記述を踏まえて見直すこととし、現行 JSNA で「有形非生産資産」に計上している海岸、農業土木、治山を「構築物」に振り替える。

(ii. 土地改良の貸借対照表上の扱い)

- ・上記の結果残ることになる土地改良分 (土地造成分) については、フロー勘定では、現行 JSNA と同様、総固定資本形成の内訳項目「土地改良」として計上する (「有形非生産資産の改良」から名称変更)。一方、ストック勘定 (貸借対照表) での扱いについては、以下の 2つの考え方がある。
- (A) 2008SNA の勧告に従って改良前の土地の価値と土地改良の価値を分離することの意義は必ずしもなく、また使用年数の設定等の課題も残るため、2008SNA マニュアルに則り、「価値の大きい方」として資産項目「土地」の資産額に一括計上する。³
- (B) 生産資産については、使用に伴う固定資本減耗を正確に生産費用に反映させることが望ましく⁴、土地改良についても生産資産の新規・独立の内訳項目として扱い、恒久棚卸法によって固定資本減耗と固定資産残高を推計する。
- ・ここで、(B)案のように土地改良を固定資産として扱い、(使用年数が超長期でない限り) 固定資本減耗も計上することの重要性については認められる。
- ・しかしながら、分譲用地が多数を占めていると考えられる造成によって得られた土地について、造成主体ではなく実際の所有者ベースで制度部門別、経済活動別推計を行うための基礎資料が存在しないため、現段階において土地改良の固定資産残高を所有者ベースで推計することは困難である。
- ・そこで、次回基準改定においては、土地改良に係るストックを現行 JSNA と同様に引き続き非生産資産の「土地」に含まれるものとして扱い、2008SNA 勧告のように固定資産残高に振り替えて計上することを見送らざるを得ない (また土地改良の結果から生じる固定資本減耗も計算しない (使用年数は超長期と考える) もとする)。
- ・なお、2008SNA の勧告で「土地改良」という資産分類に計上することが求められている土地に関する所有権移転費用については⁵、次回基準改定において新たに総固定資本形成 (フ

³ 税法上の取扱いでは、「埋立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成又は改良のために要した費用の額はその土地の取得価額に算入する」こととされている。

⁴ 例えば、一般政府の実施する土地改良の場合、現行 JSNA での扱いでは、公的固定資本形成として土地資産に投入されながら固定資本減耗が一切発生しないため、コスト積み上げで計算される政府サービスの産出には将来にわたって全く貢献しないことになる。

⁵ 土地に関する所有権移転費用として、宅地の仲介手数料の扱いを従来の中間消費から総固定資本形成に変更す

ロー）及び固定資産残高（ストック）を計上する方針であるが、上記のとおりストックの資産分類には「土地改良」を設けない方針であることから、関連する他の固定資産の分類（「住宅」）に合算して表章する。

② 推計方法、GDP への影響等試算値

（i. 土地改良の範囲の変更）

- ・ここでは、現行 JSNA で採用している恒久棚卸法により、土地改良から「構築物」に移る海岸、農業土木、治山の固定資産残高や固定資本減耗を試算する。
- ・この場合、
 - －「構築物」に振り替えられる分の固定資産残高は、計 50 兆円程度（2011 暦年末：固定資産残高比 3.3%程度）
 - －この結果発生する固定資本減耗は、計 1.4 兆円程度（2011 暦年）
- ・なお、こうした固定資本減耗のうち一般政府部門に発生する分は、政府最終消費支出を通じて GDP 増加要因（名目 GDP 比 0.3%程度）となる。

（ii. 土地改良の貸借対照表上の扱い）

- ・引き続き「土地改良」に分類される部分（土地造成）については、ストックでは現行 JSNA と同様に非生産資産の「土地」に含めるという方針により、推計方法の変更や GDP への影響はない⁶。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・土地改良に係る固定資本形成額に関しては、「建設総合統計（国土交通省）」などで種別ごとに把握可能。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
土地改良については土地と分離不能であるため、土地に含まれるという扱いで表章している模様。一方で所有権移転費用については、土地に限らず全ての資産に係る所有権移転費用を合計して独立した分類で表章している。
- ・米国
土地改良については、固定資産額には計上されていない模様。
- ・カナダ
土地改良については、総固定資本形成（フロー）に加え、固定資産残高（ストック）についても、生産資産として記録されている。ただし表章項目としては独立しておらず、「非住宅建造物」に含められている。
- ・OECD と EUROSTAT により設置されている「土地及びその他の非金融資産の課題に係るタスクフォース」における調査結果によれば、OECD 加盟国のうち、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、メキシコといった国では土地改良を固定資産として推計している模様。

ることを検討している。土地利用区分上の「宅地」は住宅用地のみならず、商業用地、工業用地等も含む概念ではあるが、基礎統計である「平成 23 年産業連関表」では、その内訳に係る情報は得られないため、ここではすべて住宅用地と整理する。D08 の項も参照。

⁶ なお、D08 の項で述べたように、新たに土地に関する所有権移転費用（不動産仲介手数料）を総固定資本形成として計上する方針であるため、この分による GDP への影響があるほか、固定資産額も増加する。

[D11] のれん及びマーケティング資産

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・買入れのれんとマーケティング資産は、自然資源、契約・リース・ライセンスと並び、<u>非生産資産の内訳項目の一つとして扱う¹</u>。・のれん及びマーケティング資産の価値は、企業体の性格を問わず、継続企業に対して、その純資産（資産－負債）を超過して、支払われた金額として計算する。この超過額には、<u>題字（マストヘッド）やロゴ、顧客リスト等のマーケティング資産を含む</u>と考え、これらの資産が企業全体とは別個に独立して売却された場合は、この分を「のれん及びマーケティング資産」として記録する。	<ul style="list-style-type: none">・買入れのれんは、無形非生産資産に位置付ける。のれんは、企業の買収後にのみ記録される。・企業が非法人である場合、買入れのれんは、購入価格が、個別に認識され評価された資産マイナス負債を超過する分として計算される。法人企業の場合は、買収直前の企業の株価と、一株当たりの買収価格の差に、株式数を乗じたものとして計算される。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・企業買収後にのみ記録される「のれん」だけでなく、ロゴ等のマーケティング資産の価値を含む概念として「のれん及びマーケティング資産」を記録する。
- ・その価値は、企業体を問わず、同じ計算方法により、買収価額が、対象企業の純資産を超過した分として計測する。また、マーケティング資産のみが売却された場合、その価値を記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、基礎統計の制約から、買入れのれんについては計測せず、無形非生産資産（参考項目）にも含めていない。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<×：2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

- ・基礎統計の制約により、「のれん及びマーケティング資産」を計測することが不可能なため、対応を見送る。
- ・具体的には、現在我が国において「のれん」額を対象とする統計調査は存在しない。また、我が国の会計基準においては、貸借対照表において「のれん」（営業権）が記録されているが、現状では財務諸表の入手が可能な一部企業（主に上場企業）しか把握ができない。
 - －国際会計基準やこれに準じた 2008SNA においては「のれん」の償却は認められていな

¹ 非生産資産には定義上、固定資本減耗は存在しない。このことは、のれんの償却が認められていない国際会計基準の取扱と整合的である。

いが、我が国の会計基準においては、「のれん」の償却を認められており、財務諸表上の数字をそのまま利用しても 2008SNA の定義に沿った推計はできない。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「年次別法人企業統計（財務省）」や「経済産業省企業活動基本統計（経済産業省）」では無形固定資産残高（減価償却後）が調査されているが、のれん（営業権）のみを分離することができない。また企業活動基本調査では無形固定資産の取得額も調査されているが、のれん（営業権）のみを分離することができない。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア、カナダ、米国
いずれの国も基礎統計の制約から、「のれん及びマーケティング資産」を記録していない。

【D12】ある場合には水資源を資産として扱う

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">水資源（自然資源）は、採取目的で利用される地表水及び地下水資源から構成され、その範囲は、その希少性により、所有権または使用権が行使され、市場価値があり、また経済的な支配が存在するような場合である。地表水の価値を土地の価値から分離することが不可能な場合、全価値をより大きな部分を構成するカテゴリーに割り当てる。水資源は、鉱物資源の評価と同様の方法で評価されるが、より実務的な方法として、利用料に基づく推計などを利用する必要もある。	<ul style="list-style-type: none">有形非生産資産の内訳として、地下の水資源については、関連する土地の価格に含まれない経済価値を持つと認められる範囲内で、貸借対照表に含まれる。その価値については、価格が利用できなければ、期待将来収益の現在価値によって評価する。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 1993SNA で範囲とされた地下水資源だけでなく、地表水も含めて、希少性がある場合には自然資源の内訳項目として捕捉・計上する。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、水資源については、有形非生産資産には含めていない（地下水資源の価値が把握できる基礎資料が存在しないため計上をしていない。仮に我が国の地下水資源に価値が存在するとしても、それは関連する土地の価値に含まれて推計されていると整理している）。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方

<×：2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

- 水資源について、2008SNA マニュアルの勧告における資産の対象として示す「経済的に利用・処分が可能な状態にある」部分を把握できる基礎統計が存在しないことに加え、我が国では水資源自体に対し、経済的に意味のある価格を持った取引が行われていない場合が多いという現状に鑑み、本勧告に対応しないこととする。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- オーストラリア
基礎統計の制約から、水資源の捕捉・計上を行っていない。

【D13】 減耗の価格指数

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・ある資産の固定資本減耗は、当該資産の品質不変価格指数に基づく期中平均価格で計測する。	(固定資本減耗の価格評価方法について指針がない)

- ① 2008SNA への対応で求められる事項
- ・資産別に品質不変価格指数に基づく期中平均価格を用いて、固定資本減耗の計測を行う
- ② 主要計数への影響（概念上）
- ・GDP の増減要因（費用積上げで計測される非市場生産者の産出額には、固定資本減耗が含まれており、固定資本減耗の計測によって、産出額、最終消費支出額が変動する）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、固定資本減耗について、資本財別の総固定資本形成デフレーター（期中平均）を用いて評価している。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、現行 JSNA においては、本勧告に沿って固定資本減耗の評価を行っており対応済である。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア

生産者が所有する全ての固定資産の固定資本減耗を名目と実質連鎖値で計算している。実質連鎖は、参照年の平均値で載せている。

【D14】 育成生物資源の定義を非育成生物資源と対称的にする

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・育成生物資源とは、その<u>自然成長や再生が、制度単位による直接の制御、責任、管理の下にある、動物資源及び樹木、作物、植物資源のうち、繰り返し生産物を生み出すもの</u>を対象とする。</p> <p>※これに対し、2008SNA において、非育成生物資源（非生産資産）は、その自然成長や再生が制度単位による直接の制御、責任、管理の下にない動植物とされている。</p>	<p>・育成資産は、その資産自体とは別のサービスを生産するために1年以上の期間にわたり、繰り返さないし継続的に使用される家畜や木からなる。</p>



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA の生産資産・有形固定資産の内訳項目である「育成資産」について、明確化された定義の下で計測するとともに、生産資産・固定資産の内訳項目の「育成生物資源」に名称変更を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし（定義の明確化のみであり、育成資産の対象範囲に変更がないため。）

2. 現行 JSNA での取り扱い

現在の JSNA では、育成資産について以下のとおり扱っており、2008SNA の勧告に沿った記録を行っている。

- ・人間の育成の成果による自然資産の成長分（育成自然成長）のうち、
 - ア 1 回だけ産出物を生産する動植物（育成期間が1年以上のもの）について、その育成期間中は成長増加分を在庫品増加（仕掛品在庫）に計上
 - イ 複数回産出物を生産する動植物の育成成長については、
 - 1) 自己勘定以外で産出されるものは在庫品増加（仕掛品在庫）に計上
 - 2) 自己勘定分は総固定資本形成（有形固定資産のうち育成資産）に計上

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・上記 2. のとおり、現行 JSNA において、既に 2008SNA の定義に沿った形で育成資産の捕捉・計上を行っている。また、生産資産の固定資産の内訳分類として、上記 2. のイ 2) について、2008SNA を踏まえ、「育成生物資源」に改めることを検討¹（D03 の項を参照）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「平成 17 年産業連関表」では 1993SNA に準拠した計上を行っている。（「平成 23 年産業連

¹ また、2. のア及びイ 1) については、生産資産の在庫（仕掛品）の内訳分類として「育成生物資源の仕掛品」、漁場や非育成森林資源については非生産資産の内訳分類として「非育成生物資源」とする予定（D03 の項参照）。

関表」でも同様の扱いとなる。)

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
基本的に本勧告に対応している(動物資源については、牛と羊のみ記録)。

【D15】 知的財産生産物の導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・生産資産の固定資産の内訳として「知的財産生産物」を位置付け、さらに細分類として、「研究・開発」、「鉱物探査・評価」、「コンピュータソフトウェア・データベース」、「娯楽・文学・芸術作品の原本」、「その他の知的財産生産物」を設ける。	・生産資産の内訳として「無形固定資産」と位置付け、さらに細分類として、「鉱物探査」、「コンピュータソフトウェア」、「娯楽・文学・芸術作品の原本」、「その他の無形固定資産」を設ける。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA の「無形固定資産」を「知的財産生産物」に名称変更するとともに、対象範囲に研究・開発を含めるなど拡張する（勧告 D02、D05、D06 等の項を参照）。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし（本勧告は項目名称の変更、内訳分類の拡大であり、それ自体での GDP 等への影響はない。ただし、研究・開発の資本化等の他の勧告項目による影響はある）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・生産資産の内訳として「無形固定資産」を位置付け、フロー勘定では、コンピュータソフトウェア、鉱物探査、プラントエンジニアリングのみを含め、ストック勘定ではコンピュータソフトウェアのみを計上している（鉱物探査は1年償却、プラントエンジニアリングは建設物に体化すると位置付け）。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・「無形固定資産」を「知的財産生産物」に名称変更する。また、その対象範囲として、以下を位置付けることを検討する¹。

① 鉱物探査・評価：詳細は勧告 D09 を参照

- ・鉱物探査・評価に係る支出は総固定資本形成に含めており、次回基準改定では、平均使用年数を見直し、固定資産にも計上する予定。

② コンピュータソフトウェア・データベース：詳細は勧告 D05 の項を参照

- ・データベースについては、現行 JSNA の推計でも一部がソフトウェアに含まれているが、2008SNA で想定されている全てを含むものではないことから、項目名には「データベース」を追加しない。

③ 研究・開発：詳細は勧告 D02 を参照

- ・研究・開発に関する支出については、従来の中間消費としての記録を改め、総固定資本形成として記録し、資産計上する。
- ・現行 JSNA で無形固定資産の総固定資本形成として記録していたプラントエンジニアリングについては、概念的に「構築物」に付帯するサービスであるため、次回基準改定以

¹ 2008SNA の「知的財産生産物」に位置付けられているもののうち、娯楽・文学・芸術作品の原本（オリジナル）については、基礎資料の制約により、次回基準改定での対応を見送る。

降は「構築物」(現行 JSNA の「その他の構築物」から名称変更)の総固定資本形成に含めて表章することに改め²、知的財産生産物には含めない。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
「無形固定資産」に代わり、「知的財産生産物」の名称を用いるとともに、鉱物探査・評価、研究・開発、コンピュータソフトウェア、娯楽・文学・芸術作品の原本を対象範囲として含めている。
- ・カナダ
ソフトウェア、研究・開発、石油・ガス・鉱業の探査を知的財産生産物の対象範囲として含めている。データベースや娯楽・文学・芸術作品の原本については基礎資料の制約により対象範囲として含めていない。
- ・米国
ソフトウェア、研究・開発、娯楽・文学・芸術作品の原本を知的財産生産物の対象範囲として含めている。鉱物探査・評価については、総固定資本形成には含めているが、知的財産生産物ではなく、鉱物・石油・ガスの採掘に係る構築物に含めている計上している。

(参考)

- ・2012年に OECD が実施した知的財産生産物に関する各国の対応状況のアンケート結果によると、各項目の検討内容(平均使用年数等)を回答した国数は以下の通り(23か国が回答、日本も含む)。これらの国々が該当項目について対応済、または対応に向け検討中であると考えられる。

研究・開発：18、

鉱物探査・評価：16

コンピュータソフトウェア・データベース：22

娯楽、文学、芸術作品の原本：17

また、コンピュータソフトウェアとデータベースを分離できない旨の回答が複数国から出していた。

² D08 (所有権移転費用の精緻化) の項も参照。

【D16】 自然資源について資源リースの概念を導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・資源リースは、国民経済計算上無限の寿命を持つものとされる自然資源の法的所有者が、賃借人に、当該資産を自由に使用させ、その見返りに、定期的な支払いを得ることを可能とする取決めである。当該資源は、賃借人によって使用されるとしても、継続して賃借人の貸借対照表に記録される。借手から貸手に対する資源リースに係る定期的な支払は、<u>財産所得（賃貸料）</u>として記録する。・慣例として、自然資源の価値の減少は記録しない。国民経済計算では、所得の発生に関する限り、自然資源は実効的に無限の寿命を持つ。資源リースは国民経済計算上の資産として認識されるあらゆる自然資源に適用する。 <p>※自然資源に係る取引については、2008SNA マニュアルでは、①自然資源そのものの売買、②自然資源の利用許可の売買、③資源リース、の3つの形態が想定されている。資源の利用者には、①の場合、「自然資源」の取得、②の場合、「契約・リース・ライセンス」の内訳項目「自然資源の利用許可」の取得、③の場合、本勧告のとおり財産所得「賃貸料」の支払が記録される¹。</p>	<ul style="list-style-type: none">・（資源リースの概念は存在しないが、）有形非生産資産のうち、土地や地下資源（鉱物や化石燃料等）については、当該資源の所有者が資産を貸与する場合、借り手から貸し手への支払は財産所得（賃貸料）として記録する。



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none">・2008SNA において資産として記録する全ての自然資源（土地、鉱物・エネルギー資源、非育成生物資源、水資源、電波周波数帯域等）について、その取引が資源リースに該当する場合は、借手から貸手への定期的な支払を財産所得（賃貸料）として記録する。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none">・自然資源に係る取引を資源リースとして再定義した場合、新たに財産所得として計上する項目に関しては、その取引主体に応じて、政府の純貸出／純借入や家計貯蓄率に影響する。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・1993SNA では資源リースという概念自体は存在していないが、現行 JSNA では、土地の賃貸料について、借手から貸手に対する財産所得（賃貸料）を記録している。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方
<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

¹ 2008SNA マニュアルにおける①または②と③の区別の基準等については(参考)参照。

- ・資源リースの概念について、新たに JSNA に導入する。
- ・2008SNA において資源リースの対象となりうる自然資源の具体的な例として、土地、非育成森林資源、漁業資源、水資源、鉱物資源、電波周波数帯域が挙げられているが、我が国における各資産の性格や利用実態に照らし、資源リースに該当するケースがありうるか検討したところ（下記参照）、現時点では、土地（非育成森林資源を含む）に関する賃貸借を資源リースとして取扱い、その賃貸料を現行 JSNA 同様、財産所得として記録することとする。

ー土地について、我が国における土地の賃貸借は、2008SNA マニュアルで示されている①自然資源そのものの売買、②自然資源の利用許可の売買、③資源リースの3つの形態の中では、資源リースに該当すると整理される。実際の推計においては、2. のとおり現行 JSNA でも既に賃貸料の受払いを記録しているため、この扱いを継続する。また樹木については、通常我が国では土地に付属するものとされており、非育成森林資源のリースは林地の賃貸借として土地分に含まれる扱いとなる（ただし林地のリース分と非育成森林資源のリース分の区別はできない）。

ー漁業資源については、漁業法において漁業権の賃貸借が原則認められていないので、資源リースは存在しないと整理する。

ー水資源については、現状我が国において経済的な資産価値が存在しないと整理し（詳細は D12 の項を参照）、資源リースの対象とはしない。

ー鉱物資源については、「租鉱権」（他人の鉱区において鉱物を掘採・取得する権利）や「採石権」（他人の所有する土地における岩石・砂利の採取する権利）が存在し、これらの権利に基づき、本来の所有者である鉱業権者、土地所有者に対して資源の使用の対価として支払われる租鉱料、採石料が資源リースにおける賃貸料に該当しうる。ただし基礎資料上の制約や我が国における鉱業生産の規模等を勘案し、JSNA における財産所得への記録は見送る。

ー電波周波数帯域については、現在の電波法の下では、2008SNA で想定する経済的な資産価値が存在せず、自然資源には該当しないと考えられ、資源リースも存在しないと整理する^{2 3}。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア

土地、原生林、地下資源について、資源リースの賃貸料を記録している。また、自然資源を使用する利用許可として、電波周波数ライセンスを記録している。

² 現在、我が国には、「電波の監視や無線局の管理、技術基準策定のための技術試験といった電波利用共益事務の受益者である免許人等が、電波利用共益事務の費用を分担する制度」（総務省 [2011]）として電波利用料制度が設けられている。電波利用料は、2008SNA 上、政府サービスに対する対価と位置付けられると考えられ、また、現行 JSNA でもそのように扱っている。

³ 仮に将来、我が国に電波オークション制度が導入された場合には、制度の詳細を踏まえ、自然資源の売買、自然資源の利用許可ないし資源リースのいずれかに扱うことを検討する。

(参考) 2008SNA における自然資源の売買と資源リースの峻別のための6基準

	基準	自然資源の売買 〔資産の売買、利用許可の売買〕 の双方を含む	資源リース
1	資産の利用者の費用と便益 ① 利用料が資産使用の成果に依存 ② 利用者が倒産した場合の利用料の払い戻し	資産使用のリスクと便益が利用者に移転 ① 依存せず ② 所有者による払い戻しがない	資産使用のリスクと便益が利用者に移転せず ① 依存する ② 所有者による払い戻しあり
2	利用料の一括前払い／分割払いの別	一括前払い	分割払い
3	契約の期間	長期	短期 (短い間隔での再交渉を含む)
4	第三者への譲渡可能性	譲渡可能	譲渡不可能
5	所有者による利用の裁量的な解消の可能性	解消に厳しい制限あり	解消が容易
6	<付加的な基準> 国際会計基準との整合性	利用者の会計で資産計上している場合、SNA においても、使用者の資産（売買扱い）とする根拠の一つになる	

(出所) 吉野 [2012]を加筆修正。

(注1) 上記1, 5における「所有者」は、当該契約の事前の段階で資産を所有していた主体（政府が電波周波数域の利用許可をオークションにより民間事業者に付与する場合、「所有者」は政府を意味する）。

(注2) なお2008SNAでは、自然資源の売買と資源リースを区別する上で、単一の普遍的かつ明確な基準は存在せず、ある程度幅を持った基準で検討することが必要とされており、上記の6基準はその判断材料としての意味を持つ。

参考文献

総務省 [2011] 「周波数オークションに関する懇談会報告書」

吉野克文 [2012] 「携帯周波数の競売と国民経済計算」, 『季刊国民経済計算』 No.149

【D17】 その他の資産量変動勘定の内訳項目の変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・その他の資産量変動勘定の表章項目は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">① 資産の経済的出現② 非生産資産の経済的消滅<ul style="list-style-type: none">－自然資源の劣化－非生産資産のその他の経済的消滅③ 災害等による壊滅的損失④ 補償されない没収⑤ 他に分類されないその他の量的変動⑥ 分類の変更<ul style="list-style-type: none">－部門分類と構成の変更－資産・負債分類の変更	<p>・その他の資産量変動勘定の表章項目は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">① 生産資産の経済的出現② 非生産資産の経済的出現③ 非育成生物資源の自然成長④ 非生産資産の経済的消滅⑤ 災害等による壊滅的損失⑥ 補償されない没収⑦ 非金融資産の他に分類されないその他の量的変動⑧ 金融資産・負債の他に分類されないその他の量的変動⑨ 分類及び構成の変更

① 2008SNA への対応で求められる事項

・「その他の資産量変動勘定」の新たな表章項目に従い、捕捉・計上を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

・現行 JSNA では、その他の資産量変動勘定については、生産資産（在庫、有形固定資産、無形固定資産）、有形非生産資産、金融資産、負債ごとに記録している。また、「債権者の不良債権の抹消」については、再掲項目として表章している¹。

3. 検討の方向性

・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

・2. のとおり、現行 JSNA においても、その他の資産量変動勘定においては、可能な範囲で表章を行っているが、基礎統計の制約等から、引き続き、2008SNA マニュアルの勧告に沿った内訳分類を行うことは不可能であるため、現行 JSNA の表章項目を継続する。ただし、その詳細が把握可能で、かつ重要な場合には参考系列として記載する。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

・オーストラリア

その他の資産量変動勘定について、2008SNA マニュアルに従った内訳分割・表章は行って

¹ 現行 JSNA では、債権者による不良債権の抹消のほか、その他の資産量変動勘定には、①阪神・淡路大震災（1995年）や東日本大震災（2011年）に伴う資産の損失や、②フローでは無形固定資産の総固定資本形成として記録されるプラントエンジニアリングについてストックで有形固定資産に移し替えるための調整額（D08の項参照）、などを計上している。

いない。

(参考)

現行 JSNA において、その他の資産量変動勘定には、主に以下のものを計上している。

○災害等による壊滅的損失

⇒阪神大震災（1995 年）と東日本大震災（2011 年）を記録

○他に分類されないその他の量的変動

⇒不良債権の抹消、基礎統計における断層等

○分類の変更²

－部門分類と構成の変更

⇒公的企業の民営化に伴う部門移動を計上

－資産・負債分類の変更

⇒プラントエンジニアリングの無形固定資産から有形固定資産へ移し替え

⇒部門移動に伴う貸出金項目（民間金融機関貸出、公的金融機関貸出、非金融部門貸出）の変更

² なお、脚注1の②プラントエンジニアリングの移し替えについては、D08「所有権移転費用の精緻化」への対応と合わせて、次回基準改定においては取り止める方向（プラントエンジニアリングはフローでも対象となる有形固定資産の総固定資本形成に含めて計上）で検討。